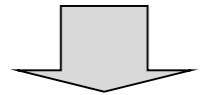


ごみ処理基本計画概要

十勝環境複合事務組合

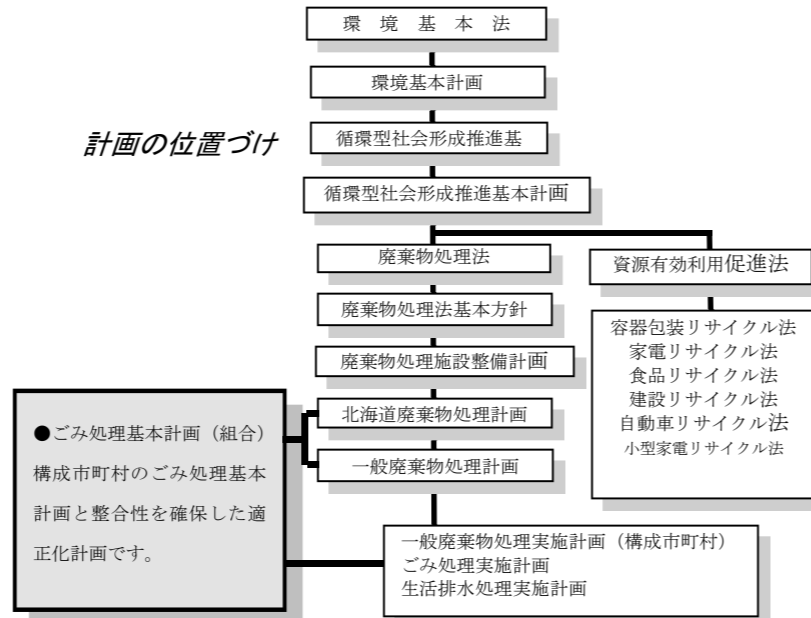
第1章 計画の改訂の趣旨等

- ▶ 国や道の廃棄物処理計画等が改訂
- ▶ 未加入団体のごみ共同処理への参加意向
- ▶ 組合の共同処理施設の事業期間が平成37年度で満了



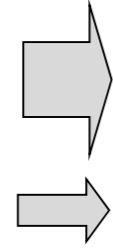
○十勝管内の広域化を視野に、新たな施設整備の方向性を整理

計画の位置づけ



第2章 国、北海道の動向

- ▶ 国の動向
 - ・ 廃棄物処理法施行規則等の改正
 - ・ 廃棄物処理施設整備計画の改訂
 - ・ 災害廃棄物対策指針の策定
- ▶ 北海道の動向
 - ・ 第4次道廃棄物処理計画の策定



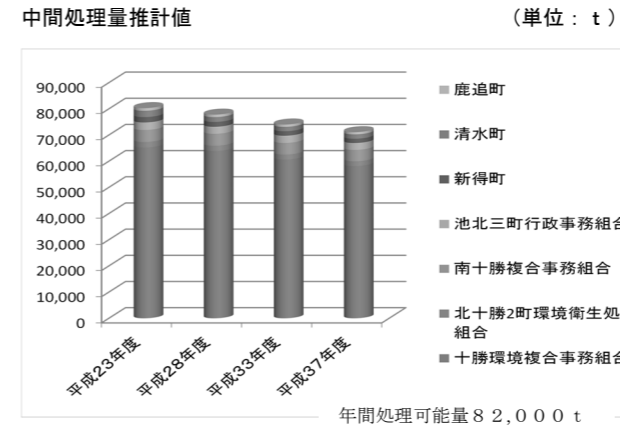
- 廃棄物系バイオマス利活用の推進
- 熱回収が可能な焼却施設の整備促進
- 廃棄物施設の長寿命化・延命化の推進
- 災害対策の強化など

廃棄物の減量・広域的な処理など

第3章 ごみ処理の現状と課題

- ▶ **くりりんセンター（中間処理施設）**
平成8年10月供用開始。平成23年度から基幹的改修整備、長期包括的運転維持管理委託期間が終了する平成37年度で稼働30年を迎えることから、老朽化する施設への対応とともに、旧基準のダイオキシン対策を始め、焼却エネルギーの確保・活用、災害ごみ対策などが今後の課題。
- ▶ **うめーるセンター美加登（最終処分場）**
平成23年4月供用開始、平成37年度までの15年間が埋設計画期間。くりりんセンターの焼却残渣と不燃物等を埋立、現在までの実績は計画値を下回っているが、未加入団体の動向等を踏まえ、残余容量を見極め、次期施設の整備や跡地利用等の検討が必要。
- ▶ **十勝リサイクルプラザ**
平成15年4月供用開始。ペットボトル・ガラスびん・スチール缶等の資源ごみのリサイクルを目的に、組合が出資する第三セクターが運転管理。計画的に設備更新を進めており、引き続き構成市町村と連携して資源ごみ残渣減少への取り組みが必要。
- ▶ **未加入団体の状況**
焼却施設の老朽化による基幹整備等を必要としている施設が多く、改修費等の確保が課題。また、最終処分場の埋立可能性が終了に近づいてきている箇所もあり、計画期間中の平成37年度までに組合への加入を含め検討。

第4章 ごみ量等の推計



リサイクルの推進や人口減少等に伴い十勝全域において、いずれの市町村も、ごみ発生量・排出量はゆるやかながら減少していく見通し。

最終処分量累積推計値 (単位: m³)

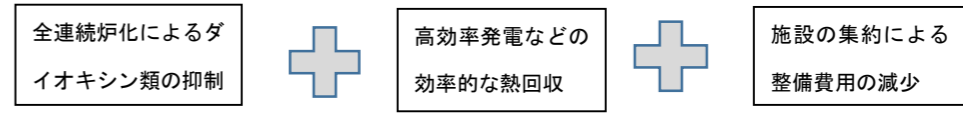
年度	平成37年度
埋立量累積	195,687

うめーるセンター埋設容量 252,000 m³

(平成27年9月調べ)

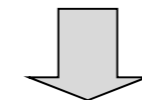
第5章 将来的な共同処理の広域化

- ▶ 施設用地の確保難や財政上の理由等から、市町村単独でごみ処理を実施することが困難
- ▶ 国は「ごみ処理基本計画策定指針」で広域ブロックの方向性
- ▶ 北海道も「ごみ処理の広域化計画」を策定し、十勝を1ブロックとして広域化を推進



第6章 ごみ処理施設等の整備について

中間処理施設及び最終処分場ともに、計画段階から供用開始まで、一般的に8~10年程度の期間が必要。現在の両施設は、いずれも長期包括的運転管理維持委託期間が平成37年度で終了。



- ▶ 「中間処理施設」 24時間運転高温焼却するごみ処理施設は、一般的に30年を経過すると修繕費などランニングコストが大幅に増加。今後、施設診断を実施し、ライフサイクルコスト(LCC)等の把握を行うとともに、時代に合った機能を有する施設のあり方等を総合的に検討。
- ▶ 「一般廃棄物最終処分場」 実績値や今後加入する団体等の動向を踏まえ、構成市町村のごみ量の推移等を見極めながら、整備方針を策定。
- ▶ 「ごみ処理施設等の設置場所」 将来の建替えや跡地利用も含めた長期展望を見据えた用地確保が必要。ごみ排出量が多い自治体からの距離や既存リサイクル関連施設との位置関係など、現在の施設周辺一帯が優位性を有するものと考えられるが、今後の具体化に向けた検討が必要。